

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更（案） 新旧対照表

変 更 （案）			現 行		
第 1 章～第 9 章（略） 別表 1～3 （略） 別表 4 漁業信用保険業務の保険料率			第 1 章～第 9 章（略） 別表 1～3 （略） 別表 4 漁業信用保険業務の保険料率		
保証保険			保証保険		
資金等種類	中小漁業者等 総トン数 20 トン以上の 動力漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 2 項に規定する 動力漁船をいう。 <u>以下 同じ。</u> ）を使用して漁業 を営む者	その他の者	資金等種類	中小漁業者等 総トン数 20 トン以上の 動力漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 2 項に規定する 動力漁船をいう。）を使 用して漁業を営む者	その他の者
漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金	年 0.30% <u>(災害特例あり)</u>	年 0.22% <u>(災害特例あり)</u>	漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金	年 0.30%	年 0.22%
金融公庫資金	年 0.45% <u>(災害特例あり)</u>	年 0.22% <u>(災害特例あり)</u>	金融公庫資金	年 0.45%	年 0.22%
公害防止資金及び災害資 金	年 0.34%	年 0.34%	公害防止資金及び災害資 金	年 0.34%	年 0.34%
一般緊急融資資金	年 0.70%	年 0.70%	一般緊急融資資金	年 0.70%	年 0.70%
借替緊急融資資金	年 1.20%	年 1.20%	借替緊急融資資金	年 1.20%	年 1.20%
経営安定資金	年 1.20%	年 1.20%	経営安定資金	年 1.20%	年 1.20%
生活資金	年 0.22%	年 0.22%	生活資金	年 0.22%	年 0.22%
事業資金	年 1.05% <u>(災害特例あり)</u>	年 0.77% <u>(災害特例あり)</u>	事業資金	年 1.05%	年 0.77%
漁協等保証債務	年 0.45%	年 0.22%	漁協等保証債務	年 0.45%	年 0.22%
融資保険 （略）			融資保険 （略）		
(注)			(注)		
(1)～(8) （略）			(1)～(8) （略）		
(9) 漁協等保証債務とは、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 11 条			(9) 漁協等保証債務とは、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 11 条		

第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法第19条第1項第4号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて中小漁業者等（水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に限る。以下この号において同じ。）に対する貸付けを行った場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証債務をいう。

(10) 保証保険の保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害又は災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用された災害により被災した中小漁業者等が借り入れる漁業経営等の再建を図るために必要な資金について、漁業信用基金協会（その支所を含む。以下この号において同じ。）が保証料率の引下げを行う場合（基本の保証料率に対する引下げ幅が30%以上の場合に限る。）において、当該漁業信用基金協会の申請に基づき信用基金が適当と認めたとときに適用する。その水準については、次のとおりとする。

<u>資金等種類</u>	<u>中小漁業者等</u>	<u>総トン数 20 トン以上の動力漁船を使用し、て漁業を営む者</u>	<u>その他の者</u>
<u>漁業近代化資金</u>		<u>年 0.14%</u>	<u>年 0.09%</u>
<u>漁業経営改善促進資金</u>		<u>年 0.16%</u>	<u>年 0.11%</u>
<u>金融公庫資金</u>		<u>年 0.26%</u>	<u>年 0.11%</u>
<u>事業資金</u>		<u>年 0.66%</u>	<u>年 0.43%</u>

附 則

- 1 この業務方法書の変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 別表4の変更の施行前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。

第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法第19条第1項第4号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて中小漁業者等（水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に限る。以下同じ。）に対する貸付けを行った場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証債務をいう。

(新設)